

犬山市民文化会館 舞台貸しにかかる留意事項について

大ホール舞台の時間貸しについて

- 1 舞台の時間貸しについては、舞台上の空調設備（冷暖房・給排気）及びボーダーライトが含まれます。なお、客席・ホワイエについては利用できません。
- 2 舞台以外の照明・音響等の附属設備使用料については1時間単位で別途利用できますが、楽屋・リハーサル室等は通常の貸出区分ごとの利用となります。
- 3 利用申し込みは、午前の部（午前9時～正午）・午後の部（午後1時～4時30分）・夜間の部（午後5時30分～午後9時半）の各区分に対し1団体とします。
- 4 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本事業が中止となる場合がありますのでご了承ください。

犬山市民文化会館利用許可条件

- 1 利用者は、許可を受けた目的以外に利用し、又は利用する権利を他の者に譲渡し、若しくは転貸しないこと。
- 2 利用者は、利用許可を受けた会館施設及びその設備（以下、「施設等」という。）につき、善良な管理者の注意をもって利用すること。利用者がその利用中に施設等を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、所定の汚損・毀損・滅失届を市長に提出し、市長の定める額を賠償すること。
- 3 利用許可を受けた施設等以外を利用したり、または他に移動させたりしないこと。
- 4 市長の許可を受けずに、会館の内外において、物品を販売し、金品の募集等をしないこと。
- 5 定員を超える人員を入館させないこと。また、駐車台数に制限があることを入場者に周知徹底すること。
- 6 酩酊者、他人に危害を及ぼすおそれがある者その他犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例16条所定の管理上支障があると認められる者を入館させないこと。
- 7 火災等の事故が起きないように十分注意し、その防止措置をとること。
- 8 会館の内外において盗難・紛失が発生した場合、会館は責任を負わないため、十分に注意すること。
- 9 利用者及び入館者に対し、定められた場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないことその他犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則19条及び20条所定の遵守事項を遵守させること。
- 10 会館の利用に当たって特別の設備を設け、又は原状の変更をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けること。
- 11 利用後は施設等を直ちに原状に復し、清掃し、職員の点検を受けること。原状回復を怠った場合、市長がこれを執行し、その費用を利用者から徴収すること。
- 12 準備、後片付の時間も利用許可時間に含まれているため、その時間内に行うこと。
- 13 利用中の施設等に会館職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができないこと。
- 14 会館職員の許可を受けずに柱・壁等に張り紙をし、又はピン及び釘の類を打たないこと。
- 15 会館施設内の照明、音響、舞台技術等の設備に関し、設備不良により使用に支障が生じうることを理解し、その場合において会館は責任を負わないこと。
- 16 会館施設内の空調設備に関する別紙の条件につき十分に確認のうえ、承諾すること。
- 17 利用者及び入館者は、その利用にあたっては会館職員の指示に従い、犬山市の条例、規則若しくはその他関係法令の規定する事項を遵守すること。

上記許可条件に違反したときは、利用許可の取り消し、利用許可条件の変更または利用中止・停止を命ずることがある。

令和 年 月 日 犬山市民文化会館を使用することについて、上記の許可条件を遵守いたします。

令和 年 月 日

犬山市長 山田 拓郎 様

主催者名称及び代表者（利用責任者）

(別紙) 空調設備に関する条件 (犬山市民文化会館利用許可条件第 17 条関係)

会館内に備え付けられている空調設備に関し、下記のとおり説明を受け、承諾しました。

記

- 1 会館内に備え付けられている空調設備は、不具合のため急遽使用できなくなることがあります。
- 2 会館内の空調設備が急遽使用ができなくなり、かつ、建築基準法その他の法令の定める基準を充足しない状態になった場合、事前に利用許可がされた時間内であっても、会館職員等から利用の中止を求めることがあります (以下、「利用中止指示」といいます。)。その場合、利用者は、会館職員等の利用中止指示に従い、速やかに利用を中止してください。
- 3 空調設備の不具合を理由とする前項の利用中止指示がなされた場合、犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則第 13 条第 1 項 (1) に準ずるものとして、既納の使用料の全額を還付します。ただし、利用者が前項の利用中止指示に速やかに従わなかった場合はこの限りではありません。
- 4 利用中止指示に基づく利用中止となった場合、前項に定められた還付を除き、逸失利益等の損害等が発生したとしても、会館は賠償義務を負わないものとさせていただきます。

以上